

審 査 基 準

平成 年 月 日作成

法 令 名：公益信託ニ関スル法律
根 拠 条 項：第2条第1項
処 分 の 概 要：公益信託の引受けの許可
原権者（委任先）：都道府県知事
法 令 の 定 め： ・ 公益信託に係る主務官庁の権限に属する事務の処理等に関する政令 第1条第1項（都道府県知事等による事務の処理） ・ 内閣総理大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する内閣府令 第29条（都道府県公安委員会の補佐）
審 査 基 準： ・ 公益信託の引受け許可審査基準等について （平成6年9月13日公益法人等指導監督連絡会議決定。別添のとおり）
標 準 処 理 期 間：1月以内で各都道府県警察の実情に応じた期間を定める。
申 請 先：
問 い 合 わ せ 先：
備 考： ・ 受益の範囲が複数の都道府県の区域にまたがる警察関係公益信託に係る申請については、警察庁において事務を取り扱う。